受験資格者 (平成30年度の場合)

受験資格を有する者は、下表の「受験対象者」ア、イのいずれかに該当し、かつ、必要実務経験期間 を満たす者で、現在下表の業務の勤務地が、愛知県内にある者又は、現在下表の業務に従事していないが住所地が愛知県内にある者とします。

	受験資格						
		受 験 対 象 者	必要実務経験				
ア	資	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士	通算実務経験年数が5年 以上かつ、当該業務に従 事した日数が900日以上 注1,2,3,4,5				
1	Г	別記」に掲げる相談援助業務に従事する者					

- (注意) アに該当する者の当該業務期間は、当該資格の登録日以降の期間であること。
 - 注 1 「従事した日数」とは、実際に相談・介護等の業務に従事した日数(休日、休暇、病気、出 張、研修等で相談・介護等の業務に従事しなかった日を除いた日数)をいいます。
 - 注 2 対象者の具体的な判断については、「受験対象者」に列挙されたものであって、かつ、要援 護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられているこ とを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助では ない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。
 - 注 3 必要実務経験期間は、試験日前日(平成 30 年 10 月 13 日(土))までに満たしていることが 必要となります。
 - 注 4 実務経験期間の日換算については、一日の勤務時間が短い者の場合についても 1 日勤務 したものとみなします。(常勤・非常勤・パート・アルバイトの区別はありません。)
 - 注 5 法定資格に基づく業務の場合、期間の開始は当該免許等の登録年月日以降になります。
 - ※ 詳細な資格要件、必要な通算実務経験年数等は試験案内に記載

「別記」(相談援助業務に従事する者)

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
(a)	〇特定施設(有料老人	〇生活相談員	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項
	ホーム・養護老人ホ		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関
	ーム・軽費老人ホー		する基準(平成11年厚生労働省令第37号)第175条第1項
	ム)入居者生活介護		第1号
(b)	〇地域密着型特定施	〇生活相談員	介護保険法第8条第21項
	設入居者生活介護		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
			に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第
			1項第1号
(c)	〇地域密着型介護老	〇生活相談員	介護保険法第8条第22項
	人福祉施設入所者		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
	生活介護		に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条
			第1項第2号
(d)	〇介護老人福祉施設	〇生活相談員	介護保険法第8条第27項
			指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する
			基準(平成11年厚生労働省令第39号)第2条第2項
(e)	〇介護老人保健施設	〇支援相談員	介護保険法第8条第28項
			介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に
			関する基準(平成11年厚生労働省令第40号)第2条第4項
(f)	〇介護予防特定施設	〇生活相談員	介護保険法第8条の2第9項
	入居者生活介護		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営
			並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため
			の効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労
			働省令第35号)第231条第1項第1号
(g)	〇障害者の日常生活	〇相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
	及び社会生活を総合		めの法律(平成17年法律第123号)第5条第18項
	的に支援するための		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
	法律に基づく指定計		めの法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び
	画相談支援事業		運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3
			条
(h)	〇児童福祉法に基づく	〇相談支援専門員	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項
	指定障害児相談支		児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員
	援事業		及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)
			第3条
(i)	〇生活困窮者自立支	〇主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第
	援法に基づく生活困		2項
	窮者自立相談支援		
	事業		